

第4章 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、生活の快適性・利便性を考慮し、若者に魅力ある住環境の整備に努めるとともに、高齢者にも配慮した安全で、潤いと安らぎのある快適な生活空間の整備を促進する。そのため、水道未普及地域への簡易水道の整備や既存の簡易水道の統廃合及び更新、公共下水道、農業集落排水、紫外線処理施設、合併処理浄化槽の設置など地域の実情に合わせた生活排水処理施設の整備を促進する。また、老朽化した防火水道の更新や防災備蓄の充実など町民の安全・安心を確保する取り組みを重点的に推進する。

本町には、四季の彩が織りなす美しい自然が残されており、水環境資源については、町民共有の貴重な財産として次世代へ引き継いでいくため、平成20年3月に「美郷町水環境保全条例」を制定し、水環境保全や学習活動、水源涵養林等での植樹及び育樹活動等を推進する。

(1) 水道施設の整備

水道施設の整備については、平成26年度末水道普及率は54.7%で、現水道未普及地域への簡易水道の整備を進めるとともに、供用地域での未加入者の加入促進及び安全で安心な水の安定供給に努め、平成32年度末までに普及率57.2%を目標とする。また、簡易水道施設の計画的な保守点検等の実施により適切な維持管理に努めるとともに、簡易水道施設のろ過設備の整備を図る。

(2) 下水処理施設の整備

下水処理施設の整備については、平成26年度末普及率78.6%、接続率86.3%で地域の特性や実情に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの各種事業を推進する。また、公共下水道及び農業集落排水供用地域での未加入者の加入を促進し、平成26年度水洗化率67.8%から、平成32年度末には水洗化率70.7%まで向上させることを目標とする。公共下水道及び農業集落排水以外の地域については、合併処理浄化槽の導入を推進し、平成32年度末までに350基の設置を目標とする。そのほか、公共下水道施設及び農業集落排水施設の計画的な保守点検等の実施により適切な維持管理に努める。

(3) 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて再資源化と環境に配慮した中間処理、最終処理を行う。また、粗大ごみの有料化に伴い、ごみの発生抑制（リデュース・リユース）やごみの分別収集の統一化（リサイクル）に取り組み、限りある資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを享受できる循環型社会の形成を目指す。

また、し尿処理については、大仙美郷環境事業組合で管理運営しているし尿処理場の老朽化に伴う施設整備を支援する。

（４）消防・救急・防災施設の整備

消防・防災体制については、防火水道管の布設や消火栓等の整備による消防水利の確保や、協力団体との防災協定の締結を促進する。また、避難生活物資や食料品等を計画的に備蓄し、災害発生時に被災者に迅速に提供する。

地域の体制については、消防団の小型動力ポンプ等の整備を図るとともに、初期消火、避難誘導、救出・救護など、地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の育成を促進する。

常備消防・救急体制については、大曲仙北広域市町村圏組合が計画的に進めている消防車両や消防分署の整備を支援する。また、老朽化した消防庁舎に加え、高機能指令センターの整備等を支援し、広域消防及び救急業務体制の充実と高度化を図る。

（５）住宅の整備

公営住宅の整備については、入居者の快適な住環境や安全・安心を確保するため、老朽施設・設備の改修を行うとともに、住宅のバリアフリー化や耐震化を促進する。

一般住宅への改修支援については、住宅の安全性の確保やエコ住宅化への支援として、昭和 56 年以前に建設された住宅の耐震診断・耐震改修及びリフォームに対する補助制度を継続する。

（６）その他生活環境施設の整備

交通安全施設の整備については、交通事故が多く発生している場所や発生が危ぶまれる箇所を把握し、注意喚起標識の設置やカーブミラーの点検補修等を行い、交通事故の防止に努める。また、総合的な事故防止対策を推進するため、横断歩道、信号機、規制標識の設置について関係機関や関係団体と連携を図り、秋田県公安委員会に働きかける。

防犯施設については、防犯灯や街路灯を計画的に配置するとともに、施設の長寿命化を図るため、エコ対応機種を導入を推進する。

また、町民が安心して暮らせる生活環境を確保するため、危険空き家等の解体撤去に係る経費に対して助成し、空き家等の適正管理を推進するとともに、有効活用が困難になっている老朽化した公共施設から生じる生活環境の危険を防止するため解体撤去を実施していく。

2 現況と問題点

（１）水道施設の整備

本町の水道施設は、平成 26 年度末現在で公営簡易水道が 10 施設あり、他に非公営簡易水道が 1 施設、専用水道施設が 6 施設とある一方で、自家用井戸を水源としている地域も存在している。平成 24 年度から千畑中央地区に水道未普及地域の一部を含めた供給を行っており、平成 27 年度からは六郷東部地区と六郷西部地区に畑屋地区を含め統合を進めている。また、水道施設間の連携を図るため接続管を布設し、現有施設等の有効活用を図る必要がある。将来的には地下水の水量や水質に不安があることから、水道未普及地域の解消が課題である。

（２）下水処理施設の整備

本町の下水処理施設は、公共下水道施設が１施設、農業集落排水施設が６施設あり、この施設以外の地域は合併処理浄化槽である。しかし、水洗化率については、農業集落排水施設が 94.8 %（平成 27 年 3 月現在）に対し、公共下水道施設が 53.2%（平成 27 年 3 月現在）となっており、公共下水道の水洗化率の向上が課題である。

（３）廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて中間処理、最終処理を行っており、一般廃棄物（家庭ごみ・事業ごみ）の総量は平成 20 年度のごみ有料化に伴い漸減していたが、平成 23 年度の 6,343t を境に平成 24 年度 6,515t、平成 25 年度 6,775t、平成 26 年度 6,814t とごみ有料化後のリバウンド効果や社会経済情勢の変化等により増加傾向に転じている。町民の意識改革（ごみ減量化・再資源化）につながる啓蒙啓発を推進する必要がある。

し尿処理についても大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて行っており、昭和 60 年度の供用開始で性能担保は平成 35 年度までとなっている。その時点で稼働後 39 年が経過することから、老朽化に伴う施設整備が必要である。

（４）消防・救急・防災施設の整備

消防・防災体制については、災害に強いまちをつくるため、平成 17 年度に「美郷町地域防災計画」を策定し、消防防災施設の整備を進めている。しかし、消火栓等の消防水利施設については、水道未普及地域を主に水源が不足していることから、水道整備計画に併せて消防水利を整備していく必要がある。

地域の体制については、消防団の装備品の平準化を行ってきたが、小型動力ポンプの耐用年数の超過など、資機材の老朽化が著しいことから、適切な維持管理計画の下整備していく必要がある。また、町内の自主防災組織の組織率は 9 割を超えているが、防災意識に地域差があり、防災意識の向上と防災訓練等の自主的な活動の促進を図る必要がある。

常備消防・救急体制については、大曲仙北広域市町村圏組合と連携し広域の消防・救急体制の充実に努めているが、消防庁舎や消防車両、消防分署の老朽化が著しく適切な施設整備が必要である。

（５）住宅の整備

公営住宅は、住宅に困窮している低額所得者に対し、快適な住環境を供給することを目的として整備され、13 団地に 66 棟 189 戸の公営住宅が設置されているが、新旧住宅の住環境に違いがあり、安全で快適な住環境を提供できるよう、老朽住宅の適切な維持管理及び改修整備が必要である。

一般住宅への改修支援については、昭和 56 年以前に建設された住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進、エコ住宅化志向に対する支援が求められている。

（６）その他生活環境施設の整備

交通安全施設の整備は、危険箇所の早期発見、注意喚起標識の設置やカーブミラーの点検補修等の早期対応に努め、安全性を確保する必要がある。また、横断歩道、信号機、規制標識の設置については、関係機関や団体の要望に基づき、秋田県公安委員会へ働きかけをしており、

要望の早期実現が課題である。

防犯施設については、防犯灯や街路灯を計画的に配置しているが、施設の維持経費が増加しており、エコ対応機種の導入を推進する必要がある。

また、適正な管理が為されていない空き家等が増加傾向にあり、廃墟化や倒壊等による周辺環境への影響が懸念される。さらに、有効活用が困難になっている老朽化した公共施設についても、生活環境の危険を防止するため解体撤去を実施していく必要がある。

3 その対策

(1) 水道施設の整備

- 六郷東部地区の簡易水道整備と計画的な維持管理の推進
- 未普及地域の簡易水道整備
- 浄水施設ろ過設備の整備

(2) 下水処理施設の整備

- 合併処理浄化槽の設置と計画的な維持管理の推進
- 下水道と農業集落排水施設の整備と計画的な維持管理の推進
- 流域下水道施設整備への支援

(3) 廃棄物処理施設の整備

- ごみ減量化と資源リサイクルの推進
- し尿処理施設整備への支援

(4) 消防・救急・防災施設の整備

- 消防施設と設備・資機材の充実
- 備蓄物資の適正管理
- 平常時における防火・防災広報活動の展開
- 広範な消防・救急活動体制の充実強化
- 消防団員の維持と技術の向上
- 自主防災組織の育成と防災訓練の促進
- 災害発生時における要支援者・要援護者の避難支援体制の確立

(5) 住宅の整備

- 老朽化住宅の再編と施設の長寿命化に向けての適切な維持管理及び改修整備
- 一般住宅・建築物の耐震化の推進

(6) その他生活環境施設の整備

- カーブミラーや注意喚起標識の設置及び点検補修
- 交通安全施設の点検と関係機関への改善要望
- 防犯灯や街路灯のＬＥＤ化推進
- 空き家等の適正管理の推進
- 有効活用が困難である老朽化した公共施設の解体撤去

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設			
	簡易水道	千畑中央地区簡易水道再編推進事業 管延長 L=6,841m	美郷町	
		千畑東部地区簡易水道事業 取水施設の設置	美郷町	
		六郷畑屋地区簡易水道事業 管延長 L=8,297m	美郷町	
		仙南中央地区簡易水道事業 紫外線消毒施設の設置	美郷町	
		仙南東部地区簡易水道事業 紫外線消毒施設の設置	美郷町	
		遠方監視装置更新事業 変法監視装置更新	美郷町	
		水道施設接続管布設事業 L=5,300m	美郷町	
		千畑中央地区老朽管更新事業 管延長 L=2,905m	美郷町	
	公共下水道	流域下水道建設事業費負担金	秋田県	負担金
	その他	合併浄化槽導入促進事業 合併処理浄化槽設置への助成	美郷町	補助金
	(3)廃棄物処理施設			
	し尿処理施設	し尿処理施設整備計画支援事業	大仙美郷 環境事業組合	負担金
	(5)消防施設	消防施設整備事業 消火栓25基、小型ポンプ15台	美郷町	
		六郷地区防火水道管布設事業 L=5,800m	美郷町	
		消防庁舎、高機能指令センター整備事業 消防車両及び消防分署整備事業	大曲仙北広域 市町村圏組合	負担金
	(6)公営住宅	公営住宅改修事業 屋根防水工事、屋根・外壁改修工事	美郷町	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	水道法適正化推進事業 ① 事業の必要性 簡易水道事業を統合して上水道事業に 一本化し、企業会計を導入して経営の計 画性・透明性の向上を図るものである。 ② 具体の事業内容 簡易水道施設を統合し上水道化を図 る。 ③ 事業効果 経営の計画性・透明性が向上し、水道 事業経営健全化を図り、将来にわたり過 疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		公共施設等解体事業 ① 事業の必要性 有効活用が困難となっている老朽化し た公共施設から生じる生活環境の危険を 防止する必要がある。 ② 具体の事業内容 老朽化した公共施設の解体撤去を実施 する。 ③ 事業効果 生活環境の危険を防止するために有効 活用が困難となっている老朽化した公共 施設を解体撤去することにより、将来に わたり過疎地域の自立促進に資する事業 である。	美郷町	
	(8)その他	空き家等適正管理補助事業 N=25件	美郷町	
		交通安全対策整備事業 カーブミラー、注意喚起標識設置	美郷町	
		LED防犯灯設置事業 N=1,100基	美郷町	
		防災備蓄事業 主食、スूप類他	美郷町	